自然公園法に係るQ&A(今宿野外活動センター)

番号	質問	回答	備考
1	BBQ施設(屋根のみで壁のない大空間)は設置可能でしょうか。	0	開発区域において、公園利用者の増加・快適性の向上に資するためのものであれば可能です。この場合、県・市との協議が必要となります。 なお、屋根と壁又は柱がある工作物は、建築物に該当し、
2	キッチンカーを施設に呼んで営業する場合に、自然公園法上の規制はありますか。	0	自然公園法では手続が必要となります。 すぐ移動できるような車両での営業であれば許可不要です。 キッチンカーを建築物・工作物として設置する場合は要協議となります。
3	セントラルロッジについて宿泊機能を付加することはできますか。	0	公園事業決定時の最大宿泊者数内での宿泊施設の増は可能です。 ただし、旅館業法の「簡易宿所」に該当するものに限られ、それ以外は不可 となります。
4 1	野外・野営活動を学ぶという点でセントラルロッジに博物館機能をつけることはできますでしょうか。(例:虫を観察するスペースなど)	×	質問内の「博物館」については、公園事業の「博物展示施設」となり、野営場及び園地の付帯施設にはならないため現状では許可できません。 ただし、「野営場」には、休憩所や案内所(インフォメーション)を付帯施設として設置できます。この休憩所や案内所には、施設案内や野営場内に生息する生きものを紹介するコーナー(簡易な展示)を設けることは可能ですが、「無料」であることが条件です。「有料」施設は「博物展示施設」でのみ可能です。
5	関係法令がクリアできた場合、サウナを設置することは可能でしょうか。	0	公衆浴場法に基づく公衆浴場であれば、野営場及び園地の付帯事業として実施可能。公衆浴場でない形態の場合は野営場の施設の一部として実施可能。この場合、県・市との協議が必要となります。
6	ペット同伴の利用や動物ふれあいコーナーの設置は可能でしょうか。	Δ	特別地域内における公園事業でのベット同伴について規定はありません。ただし、ベットを連れていない一般公園利用者への配慮が必要となります。(決められた範囲外での放し飼い禁止等)また、ドックラン等の生物の飼育を含まない建築物・工作物の設置は可能です。この場合、県・市との協議が必要となります。 なお、公園事業の「動物園」事業がありますが、飼育動物は玄海国定公園内に生息・繁殖する動物を自然に近い形で観察するための施設と位置付られており、施設にて動物を飼育し、来訪者との接触をさせる行為については不可となります。野営場及び園地については「動物園」の付帯施設には該当しません。
/ /	公園内に新たに駐車スペースを確保することは可能でしょうか。また、電気自動車の充電設備 を設置することは可能でしょうか。	0	公園利用者の増加・利便性の向上に資するため可能です。この場合、県・市との協議が必要となります。
8 1	木を伐採(市有地)してアスレチック施設やカフェスペース(撤去可)を整備することは可能で しょうか。(ジップラインやツリークライミングを想定)	0	公園利用者の増加・利便性の向上に資するため可能です。この場合、県・ 市との協議が必要となります。
9	セントラルロッジでの飲食物の提供は可能でしょうか。また可能な範囲はどの程度でしょうか※食品衛生法等がクリアできた前提	0	園地事業の付帯整備として休憩所が設置可能です。休憩所には軽飲食施設の設置が可能とされています。 一般的に軽飲食とは、本格的な調理を行わず、調理をする際に臭いや煙が出にくい飲食業種をさしており、コーヒーなどをメインとして提供する飲食店(カフェ等)が当てはまります。 (自然公園法には明確な表記はありません) ただし、レストランは自然公園法上の宿舎事業にあたるため不可となります。 宿泊団体が自炊することは問題ありません。
10	余剰地を畑にして、農園等することは可能でしょうか。	Δ	開発区域において、新に畑(農地)を整備する場合は、一般に開放された自然体験農園等であれば可能です。この場合、県・市との協議が必要となります。 ただし、貸農園は特定の個人の占用となるため不可となります。
11	地元の農産物等を不定期に販売する場所(マルシェ)を提供することは可能でしょうか。※簡易テントと机、椅子レベルを想定	0	公園利用者の増加に寄与するため可能です。簡易テントが常設でなければ、県との協議は不要です。 (集会スペースやキャンプファイヤーサークルなどのオープンスペースは 「広場」として取り扱い、野営場に付帯可能です。)
12	自由広場に机やいすを並べてのイベント利用は可能でしょうか(野外フェス等を想定)	Δ	協議によります。(ステージ等の仮設が必要な野外フェス等の場合)公園 事業のため、公園利用者の快適性・利便性の向上に資するものかが可否 の判断基準の一つになります。 なお、机や椅子のみの場合は備品である場合、協議手続不要です。
13	セントラルロッジ内で、アウトドアグッズ(BBQにやキャンプに必要な物品など)を販売することは可能でしょうか。	0	公園利用者の利便性の向上に資するため可能です。
14	余剰地に子ども向けの遊具(アスレチックやボルダリングなど)を設置することは可能でしょうか。	0	公園利用者の増加・快適性の向上に資するため可能です。この場合、県・ 市との協議が必要となります。

自然公園法に係るQ&A(今宿野外活動センター)

番号	質問	回答	備考
15	自由広場等のスペースで、野外映画観賞会等のイベント開催は可能でしょうか。(周辺地域の方の同意が得られた前提)	0	公園利用者の増加・快適性の向上に資するため可能です。この場合、県・市との協議が必要となります。
16	テントを張るスペース(フリーサイト・オートサイト)として、傾斜の一部を削るまたは盛土し、平らにすることは可能でしょうか。10×10m程度を複数個所。	0	開発区域内の斜面等の掘削・盛土による土地の形状変更は可能です。この場合、県・市との協議が必要となります。
17	テントを張るスペース(フリーサイト・オートサイト)として、傾斜の一部を削るまたは盛土ができな い場合、ウッドデッキを設置しテントスペースを確保することは可能でしょうか。	0	工作物の設置にあたるため、県・市との協議が必要となります。
18	センター33haのうち未開発区域の24haにおける開発行為(宿泊機能など)は可能か。	×	原則として、未開発区域における開発は不可とします。